

(別紙)

府政経シ第382号
令和2年8月31日

就労証明書の押印省略・電子化に係る犯罪の成立について

内閣府 規制改革推進室

押印省略・デジタル化促進の観点から、就労証明書に係る犯罪成立の可能性について整理を行った。

就労証明書については、就労先事業者の押印を不要としても、改ざん等すれば有印私文書偽造罪が成立し得る。罪名の（「有印」）で誤解のないように注意が必要。

また、就労証明書自体を電子データによることにしても、就労時間などを改ざんすれば、電磁的記録不正作出罪が成立し得る。

なお、上記については、別添資料を基に整理したものである。

以 上

(別添資料)

令和2年8月31日

就労証明書に係る有印私文書偽造・変造罪、電磁的記録不正作出罪等について

内閣府 規制改革推進室

内閣府（規制改革推進室）は、就労証明書についての有印私文書偽造・変造罪、電磁的記録不正作出罪等の成否に関して以下の検討・整理を行った。

【1】押印のない就労証明書を偽造、変造（無断作成、改変）した場合について

刑法において、

- 有印私文書偽造罪（刑法 159 条 1 項）は、行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した場合
- 有印私文書変造罪（刑法 159 条 2 項）は、他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した場合に、それぞれ成立する。

有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪における「署名」とは、一般に、自己を表彰する文字で、氏名その他の呼称を表記したものを意味すると解されている。判例（大審院明治 45 年 5 月 30 日判決（大審院刑事判決録 18 輯 790 頁））、裁判例（東京高裁昭和 53 年 11 月 21 日判決（判例時報 918 号 133 頁）等）においては、記名も「署名」に当たるとしたものと解されている。

例えば、事業者名が記名されている就労先事業者が作成した就労証明書を他人が無断で改変した場合、就労先事業者の押印がなくても、当該証明書が、権利、義務若しくは事実証明に関する文書に該当し、これを、行使の目的で、他人の署名を使用し、あるいは、偽造した他人の署名を使用して偽造したと認められる場合には、有印私文書偽造罪が成立し得る。また、当該証明書が、他人が署名した権利、義務又は事実証明に関する文書に該当し、これを偽造したと認められる場合には、有印私文書変造罪が成立し得る。

（参考）

有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 3 月以上 5 年以下の懲役

無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金

【2】就労証明書に係る電子データに無断作成・改変を行った場合について

刑法において、私電磁的記録不正作出罪（刑法 161 条の 2 第 1 項）は、人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った場合に成立する。

また、私電磁的記録不正作出罪における「電磁的記録を不正に作った」とは、一般に、権限なく又は権限を濫用して電磁的記録を作ることと意味すると解されている。

例えば、

- (a) 書面の就労証明書を用いて就労先事業者が作成した電子データを受け取った者が、当該電子データの内容を無断で改変した場合
 - (b) 就労先事業者が無断で就労証明書の電子データを自ら作成した場合
 - (c) 就労先事業者が就労者に電子データとして交付した就労証明書の電子データについて、就労時間に係る部分を就労先事業者が無断で改変した場合
- それぞれについて、当該電子データが、人の事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録に該当し、これを、人の事務処理を誤らせる目的で、権限なく又は権限を濫用して作ったと認められる場合には、私電磁的記録不正作出罪が成立し得る。

（参考）

私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

なお、本資料の内容につき、法務省に照会したところ、法務省からは「犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄であり、個別の事案はもとより、具体的な事象を前提とする犯罪の成否について法務省としてはお答えする立場にないが、飽くまでも一般論の考え方としては、異論はない」旨の回答を得た。